

令和6年9月6日

石下紫峰高等学校の保護者の皆様へ

茨城県立石下紫峰高等学校長 石塚 博幸

不祥事根絶に向けた本校の取り組みについて

残暑の候、保護者の皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動について多大な御支援・御協力を賜り、感謝申し上げます。

学校教育におきましては、教員と生徒が常に信頼関係を保ちながら、生徒が教員の指導を信じることで壁を乗り越え成長することが不可欠です。しかし令和5年度に引き起こされた本校教員による不祥事におきましては、保護者の皆様や生徒の皆さんに多大な心配とご迷惑をかけ、学校との信頼関係を大きく傷つけ、その回復のためにどれほど労力を必要としたかを私たち教員は忘れることはできません。

この経験を決して忘れることなく、二度とこのようなことを起こしてはいけないと意を強くする限りです。教員と生徒が互いを信頼し合い、誇りを持って教育に取り組む教員集団であり続けていきたいと強く願います。

つきましては、以下のような対策を本校のすべての教職員が共通認識のもとで行動し、二度と不祥事が生じないことを確認したいと考えます。

1 生徒の個別指導に関すること

- ・できる限り複数人で対応する。また、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。指導上、やむを得ない場合には、年次主任に事前に対象生徒・場所・時間等を知らせ、事後に結果を報告する。
- ・学校の備品を用いて撮影した画像や動画についても、個人使用や校外への持ち出しはしない。
- ・セクハラ、パワハラ等につながらないように言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。

2 個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち帰るときは管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。持ち出す場合には、適切に取り扱うこと。
- ・氏名等の入ったデータはUSB メモリでは持ち出さない。教育情報ネットワーク内の個人ドライブに保存して持出すことは可能であるが、管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。
- ・複数人にメールを送る場合には、BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために、

送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。

3 交通に関すること

- ・緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない。また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）ように気をつける。もし、事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとる。誠意ある行動をとるように心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

4 校内の環境整備に関すること

- ・校内のロッカーや棚、机、教卓の中はいつも整理整頓し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。
- ・日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行い、生徒に危険が及ばないように注意する。

5 校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。特に生徒が緊急にSOSを求められるように、個人用端末を利用して「安否確認・SOS要請フォーム」による連絡体制を整える。
- ・校外の相談窓口（茨城県HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や児童相談所、地域の機関等と連携を行う。

6 教職員のコンプライアンスの向上に関する研修について

- ・毎月の職員会議でコンプライアンスに関する研修会を行い、自己の啓発に努める。
- ・「One IBARAKI」等の通達や文書を共有し、こまめにチェックする。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。

7 教職員のコンプライアンスに関する意識について

- ・不祥事を起こした場合、生徒、保護者、地域、教育全体、家族、自らのその後の生活等に対して取り返しのつかない重大な影響を及ぼすことを認識する。
- ・教育公務員として、生徒の人格形成を支援する重大な責務を担っているという自覚を常に持つ。
- ・他の教職員の言動に気になることがあれば黙認せず、直接注意したり、管理職へ報告する。
- ・学校事故等の通達や文書を共有し、常に「自分事」として事故を捉えられるように

する。

8 生徒の防犯意識の向上に関すること

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- ・集会やホームルーム、教科等の指導を通して、生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動（被害を受けそうな場合には自分の声で強く拒否する。）がとれる力」を身に付けることができる「生命(いのち)の安全教育」を実施する。